

官報

号外 昭和二十二年十一月十九日

○第一回衆議院會議録第六十号

昭和二十二年十一月十八日(火曜日)

午後三時三分開議

議事日程 第五十九号

昭和二十二年十一月十八日(火曜日)

午後一時開議

第一 昭和十九年法律第四号経済関係罰則の整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 諸般の報告をいたさせます。

〔参事朗読〕

委員会に付託された議案は次の通りであります。

(内閣提出)政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律案

(内閣提出)財政法第三條の規定の特例に関する法律案

以上二件 十一月十七日

財政及び金融委員会に付託
(内閣提出)戸籍法を改正する法律案
本日 司法委員会に付託
(内閣提出)船員法戦時特例を廃止する法律案

本日 運輸及び交通委員会に付託
〔朗読を省略した報告〕

一、去る十五日次の法律の公布を奏上

官報号外 昭和二十二年十一月十九日

衆議院會議録第六十号 議長の報告

昭和十九年法律第四号経済関係罰則の整備に関する法律の一部を改正し、法律案

七六七

し、その旨参議院に通知した。

地方鉄道法の一部を改正する法律案
昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律案

農地開発営團の行方農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律案

一、去る十五日松平参議院議長から松岡議長宛、参議院は参議院議員板谷順助君を昭和二十三年三月三十一日まで船員中央労働委員会の委員に充てることのできることを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る十五日本院は参議院議員板谷順助君を昭和二十三年三月三十一日まで船員中央労働委員会の委員に充てることを議決し、その旨参議院に通知した。

よつて本院は国会が右の通り議決した旨内閣に通知し、さらにその旨参議院に通知した。

一、新潟縣第一区選出議員石山賢吉君は、去る十月十五日、昭和二十二年勅令第一号に基く同令第四條の覚書該当者と指定せられ、十一月十七日退職者となつた。

一、去る十五日常任委員理事補欠選挙の結果次の通り当選した。

鐵工業委員会
理事 松本 七郎君(岡田春夫君去る十五日理事辞任につきその補欠)

一、去る十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
鐵工業委員 岡田 春夫君
一、去る十五日議長において、常任委員の退職に伴い、次の通り補欠指名した。

外務委員 岡田 春夫君
一、去る十五日議長において、常任委員の辞任に伴い、次の通り補欠指名した。

鐵工業委員 菊川 忠雄君
一、昨十七日電氣委員石山賢吉君は退職された。

一、昨十七日内閣から提出した議案は次の通りである。
政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律案
財政法第三條の規定の特例に関する法律案

一、去る十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
國際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案

法律案
恩給法の一部を改正する法律案
失業手当法案
失業保険法案

一、去る十五日参議院から同付された内閣提出案は次の通りである。
職業安定法案

一、去る十五日参議院送付の次の内閣提出案を可決し、その旨参議院に通知した。
農地開発営團の行方農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律案

一、去る十五日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
地方鉄道法の一部を改正する法律案

昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律案

一、去る八日財政及び金融委員長から提出した左の公聴会開会承認要求書に対し、議長は去る十五日これを承認した。

公聴会開会承認要求書
一、公聴会を開こうとする案件
所得税法の一部を改正する等の法律案
非戦災者特別税法案

右について公聴会を開きたいから衆議院規則第七十七條により承認を求めらる。

昭和二十二年十一月十五日
財政及び金融委員会
北村徳太郎
衆議院議長松岡駒吉殿

一、去る十五日財政及び金融委員長から

ら左の公聴会開会報告書を提出した。
公聴会開会報告書
一、公聴会を開く案件
所得税法の一部を改正する等の法律案
非戦災者特別税法案

一、公聴会の日時
昭和二十二年十一月十九日、二十日 午前十時
右によつて公聴会を開くに決したから衆議院規則第七十九條により報告する。

昭和二十二年十一月十五日
財政及び金融委員会
北村徳太郎
衆議院議長松岡駒吉殿

○議長(松岡駒吉君) これより会議を開きます。

第一 昭和十九年法律第四号経済関係罰則の整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、昭和十九年法律第四号経済関係罰則の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。司法委員会理事兼治良作君。

昭和十九年法律第四号経済関係罰則の整備に関する法律の一部を改正する法律案
昭和十九年法律第四号の一部を次のように改正する。

第一條 營團、金庫又ハ此等ニ準ズルモノニシテ別表甲號ニ掲グルモノノ役員其ノ他ノ職員ハ罰則ノ適用ニ付テハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

衆議院議長松岡駒吉殿

別表甲號ニ掲ゲザル營團、金庫又ハ此等ニ準ズルモノニシテ前項ノ規定ヲ適用スベキ公益上ノ必要アルモノハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外法令ヲ以テ之ヲ同表ニ掲グルコトヲ得

第二條 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社、鐵道事業、電氣事業、瓦斯事業其ノ他其ノ性質上當然ニ獨占ト爲ルベキ事業ヲ營ミ若ハ臨時物資供給調整法其ノ他經濟ノ統制ヲ目的トスル法令ニ依リ統制ニ關スル業務ヲ爲ス會社若ハ組合又ハ此等ニ準ズルモノニシテ別表乙號ニ掲グルモノノ役員其ノ他ノ職員其ノ職務ニ關シテ附隨ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ七年以下ノ懲役ニ處ス別表乙號ニ掲ゲザル會社、組合又ハ此等ニ準ズルモノニシテ前項ノ規定ヲ適用スベキ公益上ノ必要アルモノハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外法令ヲ以テ之ヲ同表ニ掲グルコトヲ得

- 五 交易營團
- 六 恩給金庫
- 七 庶民金庫
- 八 復興金融金庫
- 九 日本銀行

- 一 日本勸業銀行
- 二 北海道拓殖銀行
- 三 日本興業銀行
- 四 日本製鐵株式會社
- 五 東北興業株式會社
- 六 日本通運株式會社
- 七 帝國燃料興業株式會社
- 八 日本發送電株式會社
- 九 帝國鑛業開發株式會社
- 十 帝國石油株式會社
- 十一 森林法ニ依ル森林組合及森林組合聯合會
- 十二 漁業法ニ依ル水産組合及水産組合聯合會
- 十三 馬匹組合法ニ依ル馬匹組合及馬匹組合聯合會
- 十四 牧野法ニ依ル牧野組合
- 十五 貿易組合法ニ依ル貿易組合及貿易組合聯合會
- 十六 百貨店法ニ依ル百貨店組合
- 十七 酪農業調整法ニ依ル製酪業組合
- 十八 貸家組合法ニ依ル貸家組合、貸家組合聯合會、貸室組合及貸室組合聯合會
- 十九 農林中央金庫
- 二十 商工組合中央金庫
- 二十一 産業組合法ニ依ル産業組合及産業組合聯合會
- 二十二 市街地信用組合法ニ依ル市街地信用組合
- 二十三 農業團體監督聯合會

- 二十四 市町村農業會、道府縣農業會(東京都農業會ヲ含ム)及全國農業會
- 二十五 漁業會、製造業會、道府縣水産業會(東京都水産業會ヲ含ム)及中央水産業會
- 二十六 別表甲號及前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外金融緊急措置令ニ規定スル金融機關(郵便官署ヲ除ク)
- 二十七 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外昭和二十二年農林省令第二十八號鮮魚介配給規則ニ依ル公認出荷機關及公認荷受機關
- 二十八 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外昭和二十二年法律第二十二號(臨時物資供給調整法の一部を改正する法律)附則第二項ニ基キ經濟安定本部總務長官ノ指定シタル産業團體
- 二十九 電氣事業法ニ依ル許可ヲ受ケ同法第一條第一號又ハ第二號ニ掲グル事業ヲ營ム者
- 三十 地方鐵道法第十二條ノ規定ニ依ル免許ヲ受ケ地方鐵道業ヲ營ム者
- 三十一 軌道法第三條ノ規定ニ依ル免許ヲ受ケ運輸事業ヲ營ム者

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。

この法律施行前(國家總動員法第十八條第一項又は第三項の規定により設立された團體については、同法のなお効力を有する期間の経過前)にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和十九年法律第四号經濟關係罰則の整備に関する法律の一部を改正する法律案(都合)により第六十四号の末尾に掲載)

〔鐵治長作君答覆〕

○鐵治長作君 たいま議題と相なりました昭和十九年法律第四号經濟關係罰則の整備に関する法律の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、政府原案の要旨について御説明申し上げます。この法律は、經濟關係の各種法令中、濫職罪及び秘密漏泄に関する規定を整備統一するとともに、經濟統制事務その他重要な公共事務を行つ經濟團體の役員に對しても右両罪の成立を認め、その職務執行の公正を担保することを目的として設けられたのであります。國家總動員法その他經濟統制法令の多くはすでに廢止せられ、統制の方式についても重要な修正が加えられ、従つて、本法は幾多実狀に副わない点を生じてまいりましたので、今回これがため必要最小限の改正を行おうとするものであります。以下、改正の要点を申し上げます。

第一に、國家總動員法の廢止に伴い、統制團體は経過的に存続する船舶運営會を除いては存在しないことになりましたので、統制團體に関する部分を除き、船舶運営會については、附則により、その存続中なお本法の適用を受けるようになっております。

第二に、統制方式の改訂に伴い、民間團體において統制の権限を行使する場合はなくなりましたが、同時に新し

く政府の行つ統制の補助業務を行つるを生ずるに至り、これが相當重要な業務を行つるものでありますから、この種補助機關の役員に對しても濫職罪及び秘密漏泄罪の成立を認め、その公正なる職務の執行を期待すべきであり、さらに統制事務の補助は行わないにしても、独占事業であるため事実上強力な権限を有する事業についても、やはり同様のことと言えるのであります。この種独占事業の大部分は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律によつて禁止されているのであります。が、鐵道事業、電氣事業、ガス事業その他その性質上當然に独占となる事業、いわゆる自然独占の事業は、同法の適用を除外されておるので、この種役員が独占の地位をたのみ、偏頗な行爲をするときは、非常な弊害を伴うことが予想されるものであります。これらの理由によつて、統制の補助機關及び独占事業をも新たに指定すべきものであるとの考えから、所要の改正が加えられております。

なお従來、第一條及び第二條の適用を受けるべき團體等は法令により指定すべきものとなつておりましたが、さらに公明を期する建前から、現に必要を認められるものについては、本法中に別表をもつてこれを掲げ、將來新たに別表に掲ぐる必要ありと認められるものについてのみ法令をもつて追加し得ることとなつております。

なおまた、秘密漏泄罪を適用するべき經濟團體は、勅令をもつて指定すべきこととなつていたのであります。が、事実上秘密を有しない團體については同罪の成立しないことはもろんであ

り、かつ特に勅令により指定すること
は、かえつて不合理な結果を生ずるお
それありとの理由から、今回該部分を
削除し、團體の指定による制限を受け
ないこととしております。以上が、政
府原案の要旨でございます。

委員会は、十月二十一日説
明を聴き、十一月七日質疑に入り、次
のような質疑應答がなされたのであり
ます。おもなるものにつき、要点をか
いつまんで御紹介申し上げます。

第一に、ひとり濃縮及び秘密漏罪
に限らず、経済法令の罰則統一に対す
る政府の所見いかんとの質疑に対し、
現在の各種統制法令立案の過程は複雑
であり、かつ内容も常に改訂されつづ
あるので、これをすべて統一することは
困難であるが、本法については、今
回統制方式の変化に伴い最少限度にお
いて整備したものである、なお今後罰
則運用の範囲等についても考慮すべき
問題があると考えており、なるべく統
一をはかる方針である旨の答弁があり
ました。

第二に、第一條又は第二條の規定を
適用すべき公益上の必要の有無は國會
が判定し、これを適用すべきか否かも
法律を以て定むべきである。本案第一
條の二項及び第二條の二項のごとく、
政府が判断し、政令をもつて刑罰をこ
の表に追加するということは、政令の
本質に反するものであり、憲法に違反
するものではないかと質疑がなされ
たのであります。これに対する政府
の見解は、本法においてははいかなるも
のが當團、金庫及びこれに準ずるもの
等であるかを明らかにしたもので、し
かも刑罰はこの本法自体に規定してあ

るから、一般の犯罪構成要件は法律に
すでに規定されているといわなければ
ならない、従つて、その対象となるも
のを政令に委ねても憲法違反とは
考えないとのことであります。

第三に、第一條において刑法規定
の刑罰によることとなつており、第二
條においては特に刑罰を定めて、第二
條の相違はいかなる理由に基くかの
質疑に対し、第一條の當團、金庫また
はこれに準ずるものは、きわめて公的
性質が強い關係から刑法の刑罰によつ
ては、第二條所定のものは多少公
的性質を備える度合が少いので、刑法
の刑罰そのまゝの適用は苛酷と考え、
特別に定めた旨の答弁がございました。

第四に、別表乙号十五の貿易組
合法による貿易組合及び貿易組合連合
会及び十六の百貨店法による百貨店組
合については、貿易組合法も百貨店法
も廃止されているから指定の必要はな
いのではないかと質疑に対し、政府
もまたこれを認め、本案作成當時は兩
廃止法律案が未提出であつたため指定
したものであつて、兩法とも廃止され
た今日、削除するのが當然である旨の
答弁がございました。なおさらに、別表乙
号中に鮮魚介配給規則による公認出荷
機關及び公認荷受機關を指定するなら、
同様の趣旨において、加工水産物配給
規則及び蔬菜及び清物配給規則による
公認出荷機關及び荷受機關もここに指
定するのが業務内容の比較から妥當と
考へるがどうかとの質疑に対し、政府
は、前の問題と同様の理由から掲げる
のが不可能であつたものであつて、こ
の点についても指定するのが至當であ

ることを認めたのであります。
最後に、本法案の制定によりその実
効をあげ得る確信の有無につき政府の
所信を質したところ、本案制定の趣
旨は必要なものとの確信するが、その実
際の効力をあげ得るか否かについては
は、取締りの陣容その他の問題等もあ
るが、できる限り万全を期したい考へ
であるとの答弁がございました。以上、
質疑の概要につき簡単に御説明申し上
げました。

次いで十四日に至り、社会、民主、
自由、國協四党の共同提案による修正
案が提出せられたのであります。修正
案の内容は、第一に、第一條及び第二
條を適用する當團、金庫あるいは會
社、組合等を政令をもつて別表に追加
掲載するのは憲法上の疑義もあり、法
律をもつて定むべきであるとの見解に
基き、第一條第二項及び第二條第二項
を削除し、第二に、別表乙号に指定する
貿易組合法による貿易連合、貿易組合
連合会及び百貨店法による百貨店組合
を削除し、第三に、同表に加工水産物
配給規則及び蔬菜及び清物配給規則に
よる公認出荷機關及び公認荷受機關を
追加指定するものであります。これ
らの修正の理由につきましては、すで
に御紹介申し上げておりますので、こ
こに重複説明を省略いたします。

委員会は、修正案提案説明の後討論
に移り、各党委員より、それ／＼党を
代表して修正案に対する賛成意見の開
陳があり、次いで採決の結果、本案は
全会一致をもつて提案のごとく修正議
決いたしました次第であります。以
上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしま
す。本案の委員長報告は修正でありま
す。本案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めまします。よつて本案は委員長報告の通
り決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めまします。よつて本案は委員長報告の通
り決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めまします。よつて本案は委員長報告の通
り決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めまします。よつて本案は委員長報告の通
り決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めまします。よつて本案は委員長報告の通
り決しました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めまします。よつて本案は委員長報告の通
り決しました。

ら當該株式の拂込済金額を控除し
た金額を超える金額でなければなら
ない。但し、當該株式の未拂込
金額を超えることができない。

第二十五條の三 資本の減少を行は
なければならぬ金融機關で株式
(出資證券及び基金證券を含む。以
下同じ)を發行してゐるものは、
第二十七條第一項の認可を受けた
後、第二十八條第一項の公告とと
もに、當該金融機關の確定損を負
擔すべき株主又は當該株主の株式
に質權を有する者で株主名簿(出
資者名簿その他これに準ずるもの
を含む。以下同じ)に記載のある
者は、その株券を一定期間内に當
該金融機關に提出すべき旨を公告
しなければならぬ。

前項の期間は、一箇月以上二箇
月の範圍内で、これを定められ
ばならない。

第二十五條第一項第三號の規定
による資本の減少は、第二十七條
第一項の認可を受けた最終處理方法
書(以下決定最終處理方法書とい
ふ)に定めるところにより未拂込
株金(未拂込出資金を含む。以下
同じ)の拂込をなさしめる金融機
關(以下未拂込株金徵收金融機關
といふ)については第二十五條の
五第一項の拂込期日、その他の金
融機關については第一項の期間満
了の日(株券を發行してゐないも
のについては新勘定及び舊勘定の
区分の消滅の日)において、その効
力を生ずる。

第二十五條第五項第五號の規定

による資本の減少があつた場合において交付すべき新株券は、第一項の規定により提出のあつた株券につき、これに記載された一株の金額その他の事項に所要の変更を加へたものを以て、これに充てるものとする。

第二十五條の四 未拂込株金徴収金融機關は、決定最終處理方法書に定めるところにより未拂込株金の拂込をなさしめる株式について、第二十七條第一項の認可を受けたる後運滞なく、指定時において株主として株主名簿に記載された者（指定時において第五十七條第一項に規定する金融機關以外の金融機關の株主として株主名簿に記載された者）について相續又は分割若しくは合併のあつた場合においては、その一般承継人（以下指定時株主といふ。）以外の株主（指定時株主でその後株主ならざることとなり當該株式を再び取得した株主を含む。）に對し、前條第一項の期間（株券を發行してゐない金融機關については、第二十八條第一項の公告の日から一箇月以上二箇月の範圍内）でその定める期間内に決定最終處理方法書に定める當該株式の未拂込株金の拂込をなすべき旨を催告し、同時に、その株主及びその株主の株式につき株主名簿に質權者として記載された者に對し、株主がその拂込をしないときはその催告は效力を失ひその株主はその株式につき株主の權利を失ふ旨を通知しなければならぬ。

前項の場合において、同項の規定による催告を受けた株主が同項の規定による拂込をしないときは、その催告は效力を失ひ、その株主はその株式につき株主の權利を失ひ、その株式は、前項の期間満了の時に對し、指定時株主（指定時において信託法第三條第二項の規定により株主名簿に信託財産である旨の記載のあつた株式又は金融機關經理應急措置法第八條第一項の規定により公證人の認許を受けた信託會社又は信託業務を兼營する銀行の指定時における信託勘定の新勘定に屬する資産の目録に記載のあつた株式）については、その際の株式につき信託の委託者であつた者（以下同じ。）に歸屬する。但し、第五十七條第一項に規定する金融機關の指定時株主がその會員又は組合員の資格を有しない者であるときは、その株式は、當該未拂込株金徴収金融機關に歸屬する。

前項本文の規定により株式が歸屬すべき者が存しないときは、その株式は、當該未拂込株金徴収金融機關に歸屬する。

第二十五條の五 未拂込株金徴収金融機關は、第二十五條の四第一項の期間満了後二週間以内に、決定最終處理方法書に定めるところにより拂込期日を定め、株主（前條第一項の規定により拂込のあつた株式の株主及び外國に住所を有する指定時株主を除く。）に對し、未拂込株金の拂込をなすべき旨を催告しなければならぬ。

前項の場合において、前條第二

項の規定により株式の歸屬した指定時株主（指定時株主でその後株主ならざることとなり當該株式を再び取得した株主を除く。）に對する催告は、指定時においてその株式の株主として株主名簿に記載された者に對し、株主名簿に記載された者の住所に宛てて、これをなすべき旨を定める。但し、指定時株主がその氏名及び住所を金融機關に通知したときは、この限りでない。

第一項の拂込期日は、第二十五條の四第一項の期間満了後二週間を経過した時から一箇月以上二箇月の範圍内で、これを定めなければならない。

金融機關又は會社經理應急措置法の特別經理會社（會社經理應急措置法第三十九條の規定により、同法の規定を準用される者を含む。以下特別經理會社といふ。）が、左の各號に掲げる株式について、第一項の規定により未拂込株金の拂込をなすべき旨の催告を受けた場合において、同項の拂込催告が當該金融機關（第二號の株式については同號の金融機關）以下本條中同じ。）の新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日又は當該特別經理會社（第二號の株式については同號の特別經理會社）以下本條中同じ。）の舊勘定及び新勘定の併合（舊勘定のみを設ける特別經理會社については舊勘定の廢止）以下同じ。）の日以前になされたときは、當該株主に對する拂込期日は、同項の規定にかはらず、當

該金融機關の新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日又は當該特別經理會社の舊勘定及び新勘定の併合の日後一箇月を経過した日とする。

一 金融機關又は特別經理會社の所有する株式 但し、信託法第三條第二項の規定により株主名簿に信託財産である旨の記載のある株式又は金融機關經理應急措置法第八條第一項の規定により公證人の認許を受けた信託會社（信託業務を兼營する銀行を含む。）の指定時における信託勘定の新勘定に屬する資産の目録に記載のある株式（以下信託株式といふ。）を除く。

二 信託株式で、金融機關又は特別經理會社がその信託の委託者であるもの。

第二十五條の六 前條第一項の規定により催告があつた株式が左の各號の一に該當するものである場合において、その株主が拂込期日までに拂込をしないときは、その株主は、同項の催告に係る株金（出資金を含む。以下同じ。）拂込の義務を免れるとともに、拂込をしないその株式につき株主の權利を失ふ。

一 法人（國を含む）相續人のあることが明かでない場合において法人とせられた相續財産を除く。以下同じ。以外の者の所有する株式

二 閉鎖機關令第一條に規定する閉鎖機關（以下閉鎖機關といふ。）の所有する株式

三 信託株式で、前二號に掲げる者がその信託の委託者であるもの

第二十五條の七 第二十五條の五第一項の規定により催告があつた株式が前條各號に掲げるもの以外のものである場合において、その株主が拂込期日までに拂込をしないときは、未拂込株金徴収金融機關は、その株主が未拂込株金の拂込をしない株式を、競賣法の規定に従ひ競賣し、又は他の方法により賣却することができる。この場合において、損害賠償及び定款を以て定めた違約金の請求をなすことは、これを妨げない。

商法第二百四條第二項及び第三項の規定（讓渡人の責任に關する部分を除く。）は、前項の場合に、これを準用する。

商法第三百九十二條及び第三百九十三條並びに非訟事件手續法第三百三十五條ノ二十四及び第三百三十五條ノ四十三乃至第三百三十五條ノ四十六の規定は、未拂込株金徴収金融機關が第一項の株主に株金の拂込をなさしめる場合に、これを準用する。

第一項の規定により競賣をなすもその結果を得られなかつたとき又は相當の期間内に同項の規定による賣却をなさなかつたときは、未拂込株金徴収金融機關は、同項の株主に對しその旨を通知することができる。

前項の通知があつたときは、當該株主はその權利を失ふ。この場合においては、商法第二百四條第三項の規定（讓渡人の責任に關する部分を除く。）を準用する。

前項の場合において、同項の規

定による催告を受けた株主が同項の規定による拂込をしないときは、その催告は效力を失ひ、その株主はその株式につき株主の權利を失ひ、その株式は、前項の期間満了の時に對し、指定時株主（指定時において信託法第三條第二項の規定により株主名簿に信託財産である旨の記載のあつた株式又は金融機關經理應急措置法第八條第一項の規定により公證人の認許を受けた信託會社又は信託業務を兼營する銀行の指定時における信託勘定の新勘定に屬する資産の目録に記載のあつた株式）については、その際の株式につき信託の委託者であつた者（以下同じ。）に歸屬する。但し、第五十七條第一項に規定する金融機關の指定時株主がその會員又は組合員の資格を有しない者であるときは、その株式は、當該未拂込株金徴収金融機關に歸屬する。

前項本文の規定により株式が歸屬すべき者が存しないときは、その株式は、當該未拂込株金徴収金融機關に歸屬する。

第二十五條の五 未拂込株金徴収金融機關は、第二十五條の四第一項の期間満了後二週間以内に、決定最終處理方法書に定めるところにより拂込期日を定め、株主（前條第一項の規定により拂込のあつた株式の株主及び外國に住所を有する指定時株主を除く。）に對し、未拂込株金の拂込をなすべき旨を催告しなければならぬ。

第二十五條の五第二項の規定は、第四項の通知に、これを準用する。

第二十五條の八 第二十五條の五第一項の規定により借借を受けた株主（信託株式についてはその委託者）が金融機関である場合において、當該金融機関に對し第二十四條第一項第七號又は第九號の規定の適用があるときは、その借借の適用があつた株式を、株式を發行した者、株式の種類及び拂込借借額の異なるものごとくに区分し、その区分の異なるごとに、同項第七號又は第九號の規定により確定損の整理負擔額を計算し、その計算額を當該区分に屬する株式の一株當り拂込借借額で除して得た數（一未満の端數があるときは、その端數は切り上げる。）の當該区分に屬する株式について、その株主は、當該金融機関の新制定及び舊制定の区分の消滅の日に對し第二十五條の五第一項の借借に係る株主の權利を失免れるとともに、株主の權利を失ふ。この場合において、同項の規定による借借のあつたその他の株式に係る株主の權利は、第二十五條第三項の規定にかかはらず、消滅しない。

前項の場合において、當該株主がいつれの株式について株主の權利を失ふかを確定するために必要な事項は、主務大臣がこれを定めらる。

第二十五條の九 第二十五條の五第一項の規定により借借を受けた株主（信託株式についてはその委託

者）が特別經理會社である場合において、當該特別經理會社に對し企業再建整備法第十九條の規定の適用又は適用があるときは、その借借のあつた株式を、株式を發行した者、株式の種類及び拂込借借額の異なるものごとくに区分し、當該区分に屬する株式の數に同法第十八條の決定整備計畫に定める同法第六條第十號の割合を乗じて得た數（一未満の端數があるときは、その端數は切り上げる。）の當該区分に屬する株式について、その株主は、當該特別經理會社の舊制定及び新制定の併合の日（同法第三十六條第一項第一號及び同項の規定を準用する場合の特別經理會社が舊制定及び新制定の併合の日後整備計畫の全部の實行を終る日）前にその借借を受けた場合においては拂込期日）において、第二十五條の五第一項の借借に係る株主の權利を失免れるとともに、株主の權利を失ふ。

前條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十五條の十 企業再建整備法の特別經理株式會社（同法第五十二條の規定により同法の規定を準用される者を含む。）の發行する株式のうち企業再建整備法第十二條の規定に基づく命令の定めるところにより金融機関が株主の權利を失つ免れるとともに株主の權利を失つた株式以外の株式に係る株主の權利は、第二十五條第三項の規定にかかはらず消滅しない。

第二十五條の十一 金融機関（金融

機関が信託の委託者である場合における信託株式については受託者）が、當該金融機関（金融機関が信託の委託者である場合における信託株式については委託者たる金融機関、以下本條中同じ。）の新制定及び舊制定の区分の消滅後に、第二十五條の五第一項の規定により借借を受けた場合において、當該金融機関に對し前項第二十四條第一項第七號又は第九號の規定の適用があつたときは、若し當該借借が當該金融機関の新制定及び舊制定の区分消滅前であつたならば、第二十五條の八第一項の規定によりその株主の權利を失ふべきであつた株式について、その株主は、その拂込期日において、第二十五條の五第一項の借借に係る株主の權利を失つた株式は、株主がその權利を失つた日において、未拂込株主徴收金の權利を失ふ。

第二十五條の八第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十五條の十二 特別經理會社（特別經理會社が信託の委託者である場合における信託株式についてはその受託者）が、當該特別經理會社（特別經理會社が信託の委託者である場合における信託株式については委託者たる特別經理會社、以下本條中同じ。）の舊制定及び新制定の併合の日（企業再建整備法第三十六條第一項第一號及び同項の規定を準用する場合の特別經理會社に對しては整備計畫の全部の實行を終つた日、以下本條中同じ。）後、第二十五條の五第一項

の規定により借借を受けた場合に對し、當該特別經理會社に對し前項第二十九條の規定の適用又は適用があつたときは、若し當該借借がその舊制定及び新制定の併合の日前にあつたならば第二十五條の九第一項の規定により當該特別經理會社が株主の權利を失ふべきであつた株式について、その株主は、その拂込期日において、第二十五條の五第一項の借借に係る株主の權利を失免れるとともに、株主の權利を失ふ。

第二十五條の八第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十五條の十三 第二十五條の六乃至第二十五條の九又は前二條の規定により株主がその權利を失つた株式は、株主がその權利を失つた日において、未拂込株主徴收金の權利を失ふ。

閉鎖機關が第二十五條の六の規定により株主の權利を失つた株式について、主務大臣の指定する日までに、第二十五條の五第一項の規定による當該株式の拂込借借額に相當する金額を提示してこれを買ひ受けることを申し出たときは、未拂込株主徴收金機構は、その金額を以て、當該閉鎖機關にその株式を譲渡しなければならぬ。

第一項又は第二十五條の四第二項但書若しくは第三項の規定により未拂込株主徴收金機構に歸屬した株式は、前項に規定する株式については同項の規定により主務大臣の指定する日後、その他の株式については當該金融機関に歸屬した日後の相當の時期に、決定最終處理方法書に定めるところにより、競賣その他の方法により、これを処分しなければならない。第二十五條の四第二項本文の規定により、未拂込株主徴收金機構に歸屬した株式がある場合において、その株式についても、また同様とする。

第二項に規定する株式については、同項の規定により主務大臣の指定する日以前に處分をなすも、その處分は效力を有しない。

第二十五條の十四 閉鎖機關が第二十五條の六の規定により株主の權利を失つた場合においては、同法第二十四條第一項の規定にかかはらず、未拂込株主徴收金機構は、前條第一項の規定により當該金融機関に歸屬した株式について、同條第二項の規定により主務大臣の指定する日（同日以前に閉鎖機關に譲渡された株式については、その譲渡のあつた日）まで、議決権を有する。

前項の場合においては、未拂込株主徴收金機構は、主務大臣の定めるところにより、同項の株式について、その議決権の行使を、閉鎖機關令第九條の規定による當該閉鎖機關の特殊整理人に委任しなければならない。この場合においては、當該特殊整理人は、その委任を受けることを拒むことができない。

第二十五條の十五 第二十五條の四

第二項の規定により株主の権利を失つた者がその権利を失つた株式を有償で取得した者である場合には、前項の規定による請求権は、請求その株主の権利を失つた日から、前項の規定による請求権は、請求

一 法人

二 證券取引法第十五條の規定による證券業者

三 常該株式について第二十五條第一項第三號の規定による未拂込株金の拂込の催告あるべきことを知ることが出来る地位にある者で命令で定めるもの

前項の場合において譲渡人が常該株式の對價に相當する金額を返還したときは、その者は、當該株式を有償で取得した者である場合に限り、當該株式の譲渡人に對し、その者が請求に應じて返還した金額の範圍内において、當該株式を取得した場合における對價に相當する金額の返還を請求することが出来る。但し、指定時株主又は前項但書各號の一に該當する者で昭和二十二年五月十三日以後當該株式を譲渡した者は、その對價に相當する金額の返還を請求することができない。

第一項の規定による請求権は、その株主の権利を失つた日から、前項の規定による請求権は、請求

に應じて返還をなした時から、一年間これを行はなるときは、時効によつて消滅する。

第二十五條の十六 第二十五條の四第一項又は第二十五條の五第一項の規定により拂込の催告を受けた株主は、商法第二百條第二項の規定（これに準ずる他の法令の規定を含む。）にかかはらず、株金の拂込につき相殺をなすことができる。第二十五條の四第一項又は第二十五條の五第一項の規定により拂込の催告を受けた株主が未拂込株金徴収金融機關に對する債權（當該債權に對する債務が當該金融機關の舊勘定に屬するものであるときは、金融機關經理應急措置法第十六條但書の規定により辨済することのできるものに限る。）で擔保權の目的たるもの以外のものを有するときは、その辨済期前において、未拂込株金の拂込につき、その債權を以て相殺をなすことができる。この場合においては、當該債權及び未拂込株金の拂込請求權は、相殺の意思表示をなした時において、その對當額につき消滅する。

商法第二百二十五條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

未拂込株金の拂込請求權その他主務大臣の指定する債權は、第一項及び第二項の規定にかかはらず、これを以て、株金拂込につき相殺をなすことができる。

未拂込株金徴収金融機關は、相殺により消滅した債務（舊勘定に

屬するものを除く。）の額に相當する金額を、新勘定の舊勘定に對する債として整理しなければならぬ。

第二十五條の十七 未拂込株金徴収金融機關の株主は、株金の拂込に代へ、當該金融機關に、國債、地方債その他主務大臣の指定する有價證券を交付することができる。この場合においては、その交付は、株金の拂込と同一の效力を有する。

前項の場合における國債、地方債その他の有價證券の評価額は、主務大臣の定めるところによる。第二十五條の十八 第二十五條第一項第三號の規定による拂込の場合に關しては、商法第二百十三條乃至第二百二十條の規定は、これを適用しない。

第五十三條の二 金融機關經理應急措置法第二十二條第二項の規定により認可を受けて解散した株式會社たる金融機關（以下解散金融機關といふ。）の清算人は、商法第四百十九條に規定する財産目録及び貸借對照表を作成するについては、新勘定の資産及び負債に關するものを作成し、同法第四百二十一條及び第四百二十二條第一項の規定による債權申出の催告をするについては、新勘定に屬する債務に對する債權（解散後舊勘定から移し換へられたものを除く。）を有する者に對してなせば足りる。

第五十三條の三 金融機關經理應急措置法第十六條及び第十七條の規定は、解散金融機關の新勘定に屬

する債務に、これを準用する。第五十七條の二 前條第一項に規定する金融機關の會員又は組合員が、第二十五條の四、第二十五條の六乃至第二十五條の九、第二十五條の十一又は第二十五條の十二の規定により投資者の權利を失ひ當該金融機關の會員又は組合員でなくなつたときは、その者は、その投資者の權利を失つた日から六箇月を限り、資金の貸付施設の利用その他當該金融機關の會員又は組合員を受ける利益と同様の利益を受けることができる。

附則第二項の次に次の一項を加ふる。

第二十五條の十五の規定の適用については、有價證券取扱法第一條の規定する有價證券業を營む者は、證券取引法第十五條の規定の施行されるまでの間は、これを第二十五條の十五第一項但書第二號に規定する者とみなす。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。金融機關再建整備法の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書（昭和二十二年第六十四号の末尾に掲載）

〔早稻田柳右五門君登壇〕 ○早稻田柳右五門君 たいだいま議題となりまし金融機關再建整備法の一部を改正する法律案につきまして、財政及び金融委員會における審議の経過並びに結果を委員長に代つて御報告申し上げます。

今回の改正案は、金融機關の再建整備に伴う未拂込株金の徴収及び再建整備中に解散した金融機關の措置に關し、新たに規定を設けることとしたものであります。金融機關は最終処理をなすにあたり、株主に確定損を負担させる場合において、もし資本に未拂込金があれば、これを徴収しなくてはならないこととなつてゐるのであります。この場合の未拂込資本金の徴収については、再建整備の趣旨に則り、かつ株主側の事情を考慮して、商法的一般原則によることなく、特別の手續によることとしたのであります。その骨子は、大体次の三点にあります。

第一点は、未拂込資本金の拂込責任は、指定時（昭和二十一年八月十一日午前零時）の株主がこれを負うということでありまして、從つて、指定時前に株主であつた者及び指定時後に新たに株主となつた者には責任がないこととなります。ただ指定時後の新株主が拂込に應じた場合には、拂込みをなし得る機會は與えられてあります。指定時後の新株主が拂込みに應じなかつた場合は、その新株主は失権し、その株式は指定時の株主に帰属し、これに對し拂込催告が發せられます。

第二点は、指定時株主の責任は、その株主が個人であるか法人であるかによつて責任の態様を異にしてゐることでありまして、すなわち、個人及び閉鎖機關は失権によつて拂込債務を免れることができますが、閉鎖機關以外の法人は拂込債務を免れることができないのであります。もちろん、法人の中には金融機關または特別經理會

人の中には金融機關または特別經理會

社たる法人もあるわけでありまして、これらのものの未拂込資本金の拂込債務は旧勘定に属することとなつておりますから、再建整備の一般原則に従つて打切整理せられることは当然であります。

第三点は、指定時後の新株主が、その株式の取得にあつて、再建整備による未拂込資本金の拂込徴収のあるべきことを予想しなかつたものである場合には、その新株主が失権によつてこゝろに損失は、直接の譲渡人に対し求償をなすことができ、逐次指定時株主までこれを及ぼすようにするということでありませぬ。指定時の株主は、いかなる場合に未償権は認められておられません。

次に、再建整備中の金融機関が解散した場合の措置に関する部分であります。再建整備法により整備中の金融機関が解散した場合は、再建整備の整理と清算措置との調整をいかにするかということについて問題を生ずるので、その調整に關し、大要次のように措置いたしましたのであります。まず、解散金融機関の作成する財産目録及び貸借対照表並びに債権者に対する債権の申出の催告は新勘定に關するもののみを限定して、旧勘定については清算措置をとらないことといたします。次に、新勘定に属する債務の弁済は旧勘定の再建整備による最終処理が完了するまで停止し、最終処理完了後に一般原則による清算措置を進行せしめることとしたのであります。

なお最後に、未拂込資本金の徴収に關する部分は、すでに施行せられておる企業再建整備法に基く特別整理会社による未拂込資本金徴収に關する規定と同

一の原則によつたものであります。本案は、去る十月二十四日日本委員会に付託されたものでありまして、十一月一日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。ただちに審議に入りまして、爾來三回にわたり熱心に審議いたしましたのであります。

今、質疑應答のおもなるものをかいつまんで申し上げますと、まず委員より、金融機関の解散はあまり予想されなかり、五十何條かにそつた規定を設けたということであるが、その点を詳しく伺いたいとの質疑があり、政府より、再建整備の進行中において、まず解散はなからうということをお申されたのであります。金融機関の再編成については、大体二つの問題がある、一つは、集中排除との關係がどうなるかということ、もう一つは、その問題はどうかであるとも、新事態における日本の金融機構をどうするかという問題である、後者については金融制度調査会その他よりいろいろ答申も受けておられるし、次の國會までには銀行法その他各業法にわたつて新しい構想を練りたいと考えている、その前者については、政府は何ら具体案を現在もつていないとの答弁がありました。

次に、個人に対する未拂込徴収金額はどのくらいになるかという質疑に對し、政府より、ただいまのところ損失の見込額が各銀行別に未だ十分計算ができていないし、それぞれ株主の態様等も銀行によつて非常に異つておるので、今しばらく待たなければ自信ある答弁はむづかしい、ただ全体的に申して、われわれの感じでは、個人に対する分はそれほど大きくないと考えているとの答弁がありました。

その他二、三の質疑がございましたが、詳しくは會議録に譲りたいと存じます。本法は討論を省略し、本日採決の結果、全会一致をもつて可決いたしました。簡單でございますが、右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

政府は今議會におきまして、農林に關する重要な法案を御提出になつております。農業協同組合法案、臨時農業生産調整法案、あるいは災害補償法案その他幾多の公團法案等実に画期的な法案もその中に包含されておるのであります。一部はすでに可決し、今まさに審議の途上にある法案におきましても、主務大臣としてその法案の取扱い方に対しましては慎重にいたさなければならぬ重大なる法案であります。しかるに、兼務農林大臣といたしまして未だ一回もみずから求めて農林委員會に御出席がありません。(拍手) 一体どういふ關係があるのでありますか。私には、今日日本の農林行政を思ふとき、一日も主務大臣を欠くようなことはたいへんなことと考えておるのであります。(拍手) 片山総理大臣は、わが日本のこの現状をどう認識されておるのでありますか。

たえば、今問題になつておられます食糧問題につきましても、本年は昨年度に比較いたしました、やや生産量は下まわりのようでありまして、一部水害があり、一部旱害あるいは病虫害のために、昨年度よりは生産額において多少下まわりと考へるのであります。

が、供出割当量におきましては昨年より増加いたしておるのであります。先般政府より発表された数字によりますと、二十三年度の食糧事情は、少くとも百八十万三千トンの輸入を仰がなければならぬといふことでありませぬ。申し上げるまでもなく、食糧は世界的に窮乏を傳へておる今日、百八十万余トンの輸入を懇請しなければならぬ日本の食糧の供給が達成できないといはれますときに、この供出が完全に行われ、國民こそつてわが國の食糧問題を解決するといふこの熱意があつて、初めて百八十万トンの輸入が許されるのであります。

この重大なる時期に主務大臣が欠如いたしておつて、はたして農林行政が完全に、政府の考へておるように行われるでありませうか。私は、今日農業生産者と言わず、消費者と言わず、わが食糧事情をよく弁えて、乏しきをわけ合ひの氣持をもつて切り抜けないければ、日本再建はむづかしいと考へておられます。石炭の増産も必要でありませうが、われわれの日々の糧であるところの食糧に不安感をもつて、はたして各産業が興つてまいりませうか。私は、何をいってもまず國民に食糧に対する安心を與へることが、政府として重大なる責務と考へるのであります。(拍手)

殊にまたこの冬空を控えて、電力の制約によりまして熱源を失つておる國民あえて六大都市だけではありませぬ、全國至るところ、薪炭の不足は衣料の欠乏と相まつて、どうしてこの冬空を過さんかと國民は不安に満ちておるのであります。この薪炭を扱つておるところの林野局長官は、死にいたし

たれば、個人に対する未拂込徴収金額はどのくらいになるかという質疑に對し、政府より、ただいまのところ損失の見込額が各銀行別に未だ十分計算ができていないし、それぞれ株主の態様等も銀行によつて非常に異つておるので、今しばらく待たなければ自信ある答弁はむづかしい、ただ全体的に申して、われわれの感じでは、個人に対する分はそれほど大きくないと考えているとの答弁がありました。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

たなりに未だに補欠をいたさぬではな
いか。(拍手)かような行政の状態では
はたして内閣総理大臣はわが農林行政
に關心をおもちになつておられるので
あるか。一日も早く私は専任農林大臣
をおきめになつて、そして國民に対し
農林行政の徹底するようにお取計らひ
になるのが、まづもつて第一の仕事で
あると考へます。

石炭國管も大事でありましようが、
この農林大臣と石炭國管案と何らの關
係がないにもかかわらず、これに結び
つけて、この國管案が終らなければ農
林大臣をきめぬというよ様な政府の
御方針は、はなはだ私は遺憾に存する
のであります。この点に対する總理大
臣の御所見を承りたいと存じます。な
お御答弁によりましては、さらにお尋
ねいたすことを申し上げておきます。
(拍手)

〔國務大臣(片山哲)登壇〕
○國務大臣(片山哲) 森君の言われ
ました通り、農林大臣を専任すること
は最も重大なることであります。また
農林行政に対して政府が最も重要に考
えておる点を指摘されたことも、この
つとも存じます。政府は、これに対
しまして慎重なる態度をとり、その重
要性に鑑みまして考慮しつづつあるで
あります。できるだけ早い機会に農
林大臣を専任したいと存じており
ます。

なお、石炭問題と何らか絡んでおる
よりの、あるいは取引をしておるよう
なことのお話がありました。決して
そういうことはありません。別に考へ
て進んでおるのであります。その問
題は混同のないように願ひたいと思ひ
ます。
なお農林行政の重要性に鑑みまし

て、特に供出問題、あるいは目下御審
議中の法案の進行につきまして、政
府は十分なる熱意を表わしておること
をこの機会に申し上げておく次第であ
ります。(拍手)

綱紀實正に関する緊急質問(木
村公平君提出)
村公平君提出
○議長(松岡駒吉君) 次に、綱紀實正
に関する緊急質問を許可いたします。
提出者木村公平君。

〔木村公平君登壇〕
○木村公平君 この内閣ほどふしぎ千
万な内閣はありません。この内閣の中
心をなしておる政党は社会党でありま
すが、社会党は御承知のごとく、選挙
のときには全國労働者の親類のような
ことを言つて當選しておる。(発言す
る者あり)かかるに、一たび内閣を組
織しますや、今日のありさまはど
うでありますか。

〔発言する者多し〕
○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願いま
す。
○木村公平君(続) まづストライキの
多いことは前古未有である。まるで
現内閣のやつておることは、選挙当時
彼らが言つたこととらばはらである。
正反對である。これから私が申し上げ
ようとすることも、一に現内閣の責任
でありますから、片山さん並びに関
係各省大臣から御懇ろなる御答弁が得
たいのであります。

十一月十五日の読賣新聞によりま
す、仙鉄管内前橋關區では、買出し
の休暇が続出したために、臨時列車數
本が遂に運休せざるを得なかつたと書
いておる。さらに先般大阪鐵道局で

は、乗務員の不正買出しが続出したし
ました結果、大阪府の警察部長からお
しかりを受けておる事実もある。たま
たまこのときにおきまして、読賣新聞
紙の傳りるところによりますれば、
おそれくこれは誤傳誤報ではありませ
まい。青森關區では、乗務員の待遇
改善交渉のために、列車二本が定時よ
り遅れて発車したという珍事件が起き
たのであります。

すなわちそれは、本月十日青森發大阪
行五〇八列車の乗務員木村某及び青森
發酒田行五〇六列車の乗務員金子某が
管理部に参りまして労働の交渉中に、
発車時刻が迫りましてので管理部の勞
働組合へ電話をかけた。さういふた
ますると、その電話に出てきたやつ
が、けしからぬことを言つておる。た
だいま管理部長に意見を申しこんでお
るから構へない、列車が遅れてもやむ
を得ないと言つておる。その結果五〇
八列車は十三分、五〇六列車は二十八
分遅れて発車をいたしましたのでありま
す。

ちようどそのときに、こつちの授書
が新聞に載つておるから、参考のため
に聴いていただきたい。「去る十日、
弘前の母が危篤だとの電話によつて急
に午後一時青森發の列車に乗りこん
だのであります。定刻を過ぎてもな
かなか発車しないので、不思議に思つ
て車掌さんに聴いてみたら、今機關助
手が労働組合のことでこの列車に乗ら
ないと言つておるので、これから何分
遅れるかわからないとのこと。その
ため三十分くらい遅れて発車したと
思ひます。社会の公器を預かる公僕と
して、この機關手の行動はいいもので
しょうか。非民主的な山ねこ争議云々

で列車を遅れた事実もあり、廣くこ
れを一般世論に訴へます。」という授
書があるのであります。
これを要するに、現内閣は、世上で
新ばか政策といつておるところの新政
策のごとき愚劣極まることこの政
治を行つて、一方においては物價をど
んどん上げる、六十五倍まで引上げ
る、他方においては月給を上げない、
その世上いわゆる新ばか政策のため
に、かのごときいふ事件が枚挙
できないほど各地に起るといふなけれ
ばならないのであります。これは明
らかに片山内閣の責任であり、殊にこ
れに對しましては、當面の責任者であ
るところの運輸大臣、労働大臣の答弁
を求めらるるに、片山總理の御新物政
策に對するところの率直なる御意見を
も併せて拜聴したいのでありま
す。(拍手)

○國務大臣(吉米地義三君登壇)
木村君から御質問のあつたことに対し
まして、お答えを申し上げます。
御指摘になりました青森發五〇六列
車及び五〇八列車の遅発をいたしました
ことは事実でございます。すなわち、五
〇八列車は大阪行急行、これが十三分、
それから五〇六列車は酒田行でござい
まして、これが二十八分遅れました。こ
の遅れました原因は、今官記稱職とい
うことでございまして、この原因を
一應お答えを申し上げます。この原因を
そのことは、労働条件につきまして機
關助手の方々が青森の管理部長に面會
を求めたのでございまして、管理部長
は、その時刻には差支えがあるから他
日に譲つてほしいといふことを申し入
れておつたのであります。しかるに、

その時間を助行せずして、組合側の方
方が管理部長のところへ交渉に参つた
のであります。これが予定の発車に間
に合いませんので、機關助役が注意を
しましたので、ようやく機關助手の乗車を
促したのでございまして、その結果と
いたしまして、一つは十三分、片方は
二十八分遅れたという事実でございま
す。このことは非常に遺憾なことでは
ございまして、要するに労働組合の運営
が十分に連絡がうまくいかなかつた
いうことでございまして、今後われ
われは労働組合と緊密なる協力のも
とに、われわれ國鉄の傳統的な時間の
正確を印しつゝの光輝あるこの歴史に
汚点を印しないように努力いたしたい
と存じておる次第でございまして、今
後このことにつきましては十分注意い
たす所存でございまして。(拍手)

○國務大臣(片山哲) 綱紀實正はも
ちろん賛成するところでありま
す。確
実なる事実に基づきまして、十分処理を
いたす次第であります。(拍手)

午後三時四十八分散會

- 出席國務大臣 片山 哲君
内閣総理大臣 片山 哲君
大藏大臣 栗栖 赳夫君
司法大臣 鈴木 義男君
厚生大臣 一松 定吉君
商工大臣 水谷長三郎君
運輸大臣 吉米地義三君
出席政府委員
司波事務官 國宗 榮君
運輸政務次官 田中源三郎君

発 東京都新宿区千谷本村町